

令和8年 富士見町 規則

第 6 号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施
行規則をここに公布する。

令和8年2月18日

富士見町長 渡 辺 葉

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年富士見町条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)及び条例の例による。

(条例別表第1で定める事務)

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

(条例別表第2で定める事務及び特定個人情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

ア 住登外者宛名番号管理機能による住登外宛名情報

(条例別表第3で定める事務及び特定個人情報)

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者宛名情報とする。

附 則

この規則は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(令和8年富士見町条例第号)の施行の日から施行する。